

税関関係手数料令第二条第二項第二号の規定に基づき、同号に規定する電子情報処理組織を使用することができる者を定める件

平成二十三年三月三十一日財務省告示第百九号

税関関係手数料令 昭和二十九年政令第百六十四号) 第二条第一項第一号の規定に基づき、同号に規定する電子情報処理組織を使用することのできる者として次のように定め、平成二十三年四月一日から適用する。

なお、税関関係手数料令第二条第二項第二号に規定する電子情報処理組織を使用することのできる者を定める件 平成十六年三月財務省告示第百八十七号) は、平成二十三年三月三十一日限り、廃止する。

電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律 昭和五十二年法律第五十四号) 第二条第一号 (定義) に規定する電子情報処理組織を使用することができることを税関長に証明した者